

2026 年度 外傷診療施設機能評価申請の手引き (新規申請)

一般社団法人日本外傷学会
代表理事 渡部広明

外傷診療機能評価の認定を申請する医療機関は、以下の注意点を熟読し、申請書類を作成して下さい。申請書類はホームページよりダウンロードし、Dropboxへアップロードして申請して下さい。

1. 提出する書類（正本1通）

- 1) 申請書（書式1）
- 2) 外傷診療施設機能評価制度 評価項目表（書式2、エクセル表）
- 3) 証明書類等
- 4) 審査料の振込用紙の控えのコピー（電子版）
- 5) 日本外傷データベースの施設データ（2023年1月1日～2025年12月31日）

2. 申請期間

2026年7月4日～同年9月15日

3. 書類送付に際して

提出書類は、下記手順でDropboxへアップロードして申請すること。

- 1) 電子媒体のファイルを一つのフォルダにすべて格納しフォルダごとアップロードする。フォルダの件名は、「申請医療機関名」とすること。医療機関名の後ろに（ ）で申請代表者氏名を明記のこと。
例）「〇〇大学医学部附属病院（外傷太郎）」
- 2) アップロードする URL は下記をクリックしてアップロードすること。なお、申請期間を終了すると自動でアップロードは終了となるので必ず期限内に申請すること。
- 3) 申請 URL :
https://shunkosha365.sharepoint.com/:f:/s/file_request/IgAesdNzMQfwTrG8IQ07rR0RAf0ps8-JR_Qs0DTBz0jIKkg
- 4) 認定審査料 40,000 円を下記の口座に振り込み、振込用紙の控えのコピーの電子媒体を送付すること（認定審査料にはサイトビジットの審査員派遣費用を含む）

振込先：三菱UFJ銀行（江戸川橋支店[店番 060]）
口座番号：普通1214504
口座名義：一般社団法人 日本外傷学会

4. 作成の注意点

- 1) 症例の申請は、**2023年1月1日から2025年12月31日まで**の期間に入院加療（初療手術例を含む）を要した症例を使用すること。なお、年間の件数等を記載する項目においては、**2025年1月1日から2025年12月31日**までのものを記載すること。また、申請時に各項目の要件を満たしている場合は「あり」として申請すること。別途期間が指定のある項目はそれに従うこと。また、施設の職員数を評価する際には、申請日時点における数値を記載する。
- 2) 年は全て西暦で記入のこと。
- 3) 書式2：「外傷診療施設機能評価制度 評価項目表」の必要入力部に記載をして提出すること。
- 4) 「資料2：外傷診療施設機能評価制度 評価項目の評価基準の解釈」を参照して記載すること。薄緑のセル内に必要事項を入力して申請する。なお、薄緑のセルはすべて入力すること。一部自動計算となっているところがある。
- 5) 書式2の記入に当たり、資料2に記載した証明書類は、PDF ファイルなどの電子媒体として保存して上記送付方法でアップロードして提出すること。なお、このファイル名は、資料2にある評価項目番号とその内容（例、I-(2)-5 ブリーフィング記録）とすること。
- 6) 日本外傷データバンクの施設データは、下記の URL の手順に沿って各施設で申請し提出すること。申請期間外の症例は削除すること。ただし、登録の各項目は編集および削除しないこと。このファイルの内容からサイトビジットの際にいくつかの症例の検証（カルテやコーディングシートなどを参照して適切なコーディングや登録ができているかを検証）を行います。また、書式2において申請された外傷症例数と提出されたJTDB登録数との大きな乖離や高いデータ欠損事例がある場合は、減点もしくは一次審査で再審査（認定保留）となることがありますのでご注意ください。

[URL:https://sites.google.com/birdsview.jp/jaam/data-export%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6](https://sites.google.com/birdsview.jp/jaam/data-export%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6)

以上